

株式会社SBCブックス ハラスメント防止規則

(制定日：2025年4月1日)

第1条（目的）

本規則は、株式会社SBCブックス（以下「会社」という）におけるハラスメントの防止および早期解決を図り、社員が安心して働くことのできる職場環境を確保することを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規則は、会社に勤務するすべての社員に適用する。

第3条（ハラスメントの定義）

本規則において、ハラスメントとは、職場において行われる次の行為をいう。 1. パワーハラスメント：職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超えて、社員の就業環境を害する言動 2. セクシュアルハラスメント：性的な言動により、社員の就業環境を害する行為 3. 妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント：妊娠、出産、育児または介護に関する制度の利用等を理由として、不利益な取扱いを行うこと 4. その他、社員の人格や尊厳を侵害する言動

第4条（禁止事項）

社員は、前条に定めるハラスメント行為を行ってはならない。

第5条（相談および申告）

1. 社員は、ハラスメントを受けた場合、またはハラスメントに該当するおそれのある行為を認識した場合、会社が定める相談窓口にご相談または申告することができる。
 2. 相談または申告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けることはない。
-

第6条（事実確認および対応）

1. 会社は、相談または申告があった場合、速やかに事実確認を行い、適切な措置を講じる。
 2. 事実確認および対応にあたっては、関係者のプライバシーに十分配慮する。
-

第7条（懲戒）

ハラスメント行為が認められた場合、就業規則に基づき懲戒処分を行うことがある。

第8条（再発防止）

会社は、ハラスメント防止のため、社員に対する啓発および教育を継続的に行う。

第9条（規則の改定）

本規則は、法令の改正または会社の事情により、必要に応じて改定することがある。

第10条（施行）

本規則は、2025年4月1日より施行する。